

○加須市水道事業給水条例施行規程

平成 22 年 3 月 23 日

水管規程第 6 号

改正 平成 25 年 3 月 29 日水管規程第 1 号

平成 26 年 3 月 31 日水管規程第 2 号

平成 31 年 3 月 29 日水管規程第 1 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 給水装置の工事及び費用（第 2 条―第 8 条）

第 3 章 給水（第 9 条―第 14 条）

第 4 章 料金及び手数料（第 15 条―第 18 条）

第 5 章 貯水槽水道（第 19 条）

第 6 章 補則（第 20 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規程は、加須市水道事業給水条例（平成 22 年加須市条例第 21 号。以下「条例」という。）第 43 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 給水装置の工事及び費用

（給水装置工事の申込み）

第 2 条 条例第 5 条第 1 項の規定により給水装置の新設、改造、修繕又は撤去を行う者は、給水装置工事申込書（様式第 1 号）により申し込むものとする。

（利害関係人の同意書等の提出）

第 3 条 条例第 5 条第 2 項の規定により給水装置の新設、改造、修繕又は撤去を行う者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める書類を管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 他人の家屋又は他人の所有地内に給水装置を設置しようとするときは、当該家屋又は土地所有者の同意書又はこれに代わる書類
 - (2) 他人の給水装置から分岐しようとするときは、当該給水装置所有者の同意書又はこれに代わる書類
 - (3) 水の供給に際し、利害関係が生じるおそれがあるときは、給水装置工事申込者の誓約書並びに利害関係人の同意書又はこれに代わる書類
- (加入分担金の納入)

第4条 条例第6条第1項の規定による加入分担金の納入は、納入通知書（様式第2号）により行うものとする。

(臨時使用)

第5条 条例第6条第1項に規定する臨時使用の期間は、6箇月以内とする。

(加入分担金の減免)

第6条 条例第6条第7項の規定により、加入分担金の減免を受けようとする者は、加入分担金減免申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請に係る加入分担金の減免が適当と認めたときは、加入分担金減免通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(設計変更等の届出)

第7条 給水装置工事の申込みをした者が、その設計を変更し、その工事を中止し、又はその申込みを取り消そうとするときは、給水装置工事設計変更（工事中止、申込取消）届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(メーターの損害賠償)

第8条 条例第19条第3項の規定によるメーター亡失し、又は毀損した場合の届出は、メーター亡失（毀損）届（様式第6号）を市長に届け出るとともに、その損害額を弁償しなければならない。

(平成25水管規程1・一部改正)

第3章 給水

(水道使用の申込み)

第9条 条例第14条の規定による水道使用の申込みは、水道使用申込書（様式第7号）により行うものとする。

（代理人の選定届）

第10条 条例第15条の規定による代理人の選定又は変更の届出は、代理人選定（変更）届（様式第8号）により行うものとする。

（管理人の選定届）

第11条 条例第16条の規定による管理人の選定又は変更の届出は、管理人選定（変更）届（様式第9号）により行うものとする。

（措置命令）

第12条 条例第22条第5項の規定による措置命令は、給水装置の管理義務違反に関する命令書（様式第10号）により行うものとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

（諸届出様式）

第13条 条例第20条による届出の様式は、次の各号に定めるところによる。

- （1） 水道の使用を開始しようとするとき。 様式第11号
- （2） 水道の使用者の氏名又は住所に変更があったとき。 様式第12号
- （3） 水道の使用を廃止しようとするとき。 様式第13号
- （4） 水道の使用を休止しようとするとき。 様式第14号
- （5） 消防演習に私設消火栓を使用しようとするとき。 様式第15号
- （6） 給水装置の所有者に変更があったとき。 様式第16号
- （7） 消防用として水道を使用したとき。 様式第17号

2 前項第1号、第2号及び第4号の届出は、市長が必要があると認めるときは、口頭その他の方法によることができる。

（給水装置及び水質の検査）

第14条 条例第24条第1項の規定による給水装置及び水質の検査の請求は、給水装置（水質）の検査請求書（様式第18号）により行うものとする。

第4章 料金及び手数料

（定例日）

第15条 条例第27条第1項に規定する定例日は、次の各号に掲げる地域の区分に応じ、当該各号に定める期間において市長が定める。

- (1) 加須地域 1日から13日まで
- (2) 騎西地域 10日から23日まで
- (3) 北川辺地域 10日から23日まで
- (4) 大利根地域 5日から18日まで

(平成25水管規程1・全改)

(使用水量の認定)

第16条 条例第28条に規定する使用水量の認定は、認定を必要とする認定月の前3回の検針による平均使用水量又は前年同期における使用水量のいずれか多い水量をもって認定し、これにより難しいときは、見積量により行う。

(料金徴収後の過不足精算)

第17条 料金徴収後その料金の算定に過誤があったときは、翌月分の料金徴収の際に過不足を精算する。ただし、水道の使用を休止した者の料金にかかるときは、速やかに過不足を精算する。

(手数料の減免)

第18条 条例第34条の規定により手数料の減免を受けようとする者は手数料減免申請書(様式第19号)を市長に提出しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めた場合は、この限りでない。

2 手数料の額を減額し、又は免除する場合の減免の額は、その都度市長が定める。

第5章 貯水槽水道

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等)

第19条 条例第42条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。

イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令（平成１５年厚生労働省令第１０１号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

（２） 前号の管理に関し、１年以内ごとに１回、定期に、次に定めるいずれかの機関又は者による給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する水質の検査を受けること。

ア 水道法（昭和３２年法律第１７７号。以下「法」という。）第２０条第３項に規定する地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者

イ 法第３４条の２第２項に規定する地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者

ウ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和４５年法律第２０号）第１２条の２第１項第４号及び第８号の事業について都道府県知事の登録を受けた者

第６章 補則

（身分証明書の携帯）

第２０条 給水装置の検査に従事する職員は、身分証明書（様式第２０号）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

附 則

（施行期日）

１ この規程は、平成２２年３月２３日から施行する。

（経過措置）

2 この施行日の前日までに、合併前の加須市給水条例施行規則（平成10年加須市規則第11号）、騎西町水道事業給水条例施行規則（平成10年騎西町規則第5号）、北川辺町水道事業給水条例施行規則（平成10年北川辺町規則第196号）又は大利根町給水条例施行規則（平成10年大利根町規則第8号）の規定によってなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成25年水管規程第1号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年水管規程第2号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年水管規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)
(表)

水栓番号	第	号
------	---	---

給水装置工事申込書

年 月 日

加須市水道事業
加須市長 様

給水装置工事申込者 住 所
ふりがな
氏 名 ㊞
電話番号

次のとおり給水装置工事をしたいので、申し込みします。次の加須市指定給水装置工事
事業者給水装置工事の施工に係る一切の権限を委任します。

工 事 の 種 別	新設 改造 撤去 臨時
工 事 場 所	加須市
設 置 メ ー タ ー	口径・個数(φ mm 個)メーターNo.
給 水 方 法	直結 ・ 受水槽 (有効 m ³ 基)
給水装置の用途	一般 官公署 学校 工場 事務所 営業 医療 その他()
取 出 口 径	本管口径 φ mm × 取出口径 φ mm
指定工事事業者 所 在 地 者 代 表 者	住 所 氏名又は名称 ㊞ 電話番号
給 水 装 置 工 事 主 任 技 術 者	

※添付書類 公図の写し、案内図、建築確認通知書の写し、平面図、立面図、使用材料一
覧表

(裏)

同意書

- 1 私の所有する家屋(土地)に給水装置を設置することを同意します。

年 月 日

所有者	住所
	氏名 ㊟
	連絡先

- 2 このたびの給水装置工事につき、私所有にかかる本管からの支分引用を同意します。

年 月 日

所有者	住所
	氏名 ㊟
	連絡先

様式第2号(第4条関係)

納 入 通 知 書			
No.	様		
年度			
金	円		
内 訳			
款	項	目	節
納期日 年 月 日			
納入場所			
加須市上下水道部水道課			
加須市水道事業出納取扱金融機関			
加須市水道事業収納取扱金融機関			
上記のとおり納入してください。			
年 月 日			
加須市水道事業			
加須市長			
消込印			

領 収 書			
No.	様		
年度			
金	円		
内 訳			
款	項	目	節
上記のとおり領収しました。			
年 月 日			
加須市水道事業企業出納員			
加須市水道事業出納取扱金融機関			
加須市水道事業収納取扱金融機関			
領収印			

様式第3号(第6条関係)

加入分担金減免申請書

年 月 日

加須市水道事業
加須市長 様

住 所
氏 名
電話番号



次のとおり加入分担金の減免を受けたいので申請します。

メーターの口径 ミリ	メーター番号
お客様番号 — — —	
理由	
給水装置設置場所住所	

様式第4号(第6条関係)

加入分担金減免通知書

年 月 日

住所
氏名 様

加須市水道事業
加須市長



申請のあった加入分担金の減免については適当と認めたので通知します。

メーター口径
ミリ

設置場所
加須市

納入金額
金 円

様式第5号(第7条関係)

給水装置工事設計変更(工事中止、申込取消)届

年 月 日

加須市水道事業
加須市長

様

給水装置工事申込者 住 所
ふりがな
氏 名
電話番号



次のとおり給水装置工事の設計変更(工事中止、申込取消)をしたいので、お届けします。

申 込 みの 受 付 年 月 日	年 月 日 調定番号 第 号
工 事 の 種 別	新設 改造 修繕 撤去 臨時
工 事 場 所	加須市
変 更 内 容 (理 由)	
指 定 工 事 業 者 所 在 地 代 表 者	
給水装置工事主任技術者	

様式第6号(第8条関係)

水道メーター亡失(毀損)届

年 月 日

加須市水道事業
加須市長 様

給水装置使用者(給水装置所有者、給水装置管理人)

住 所

氏 名

㊞

電話番号

次のとおり保管使用中の水道メーターを亡失(毀損)しましたのでお届けいたします。

なお、水道メーターについては直ちに弁償いたします。

給水装置設置場所	加須市
お客様番号	
口 径	ミリ
理 由	

様式第 7 号（第 9 条関係）

水栓番号	第	号
------	---	---

給水使用申込書

年 月 日

加須市水道事業

加須市長 様

届出者 住 所

ふりがな

氏 名 ⑩

電話番号

次のとおり給水を受けたいので、申し込みます。

給水装置の設置場 所	加須市		
使用者の住所・氏 名			
給水装置の用途	一般 官公署 学校 工場 事務所 営業 医療 その他（ ）		
給水開始年月日	年 月 日		
メーター口径	口径 ミリ NO.		
所有者の住所・氏 名			
管理者の住所・氏 名			
家族・同居人・従業員等の総 人 員			
給水装置の概要	水栓 個	浴槽 箇所	

様式第8号(第10条関係)

代理人選定(変更)届

年 月 日

加須市水道事業
加須市長 様

給水装置所有者 住 所
ふりがな
氏 名 印
電話番号

次のとおり代理人を選定(変更)したので、お届けします。

給 水 装 置 設 置 場 所		加須市
お 客 様 番 号		
代 理 人	住 所	加須市
	氏 名	印

様式第9号(第11条関係)

管理人選定(変更)届

年 月 日

加須市水道事業
加須市長

様

給水装置(共有者・共用者) 氏名
(連名)

㊞

㊞

次のとおり管理人を選定(変更)したので、お届けします。

給水装置設置場所	加須市
お 客 様 番 号	
管 理 人	住所
	氏名 ㊞

様式第 10 号（第 12 条関係）

（表）

司令文書記号	号
給水装置の管理義務違反に関する命令書	
給水装置の設置場所	
給水装置の使用者氏名	
又は給水装置の所有者氏名	
加須市水道事業給水条例（平成 22 年加須市条例第 213 号）第 22 条の規定に基づき、次のとおり命ずる。	
年	月 日
加須市水道事業	
加須市長	氏名
措置命令事項	
加須市給水条例（抜粋）	
（水道使用者等の管理上の責任）	
第 22 条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異常があるときは、直ちに市長に届け出なければならない。	
2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。	
3 第 1 項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。	

（裏）

4 水道使用者等は、次の事項を遵守しなければならない。
（1） 給水装置と器物又は施設を連絡して使用することにより水道を汚染させないようにすること。
（2） メーターの点検、検査又は修繕の障害となる建築物、工作物又は物件を設置しないこと。
5 市長は、水道の管理上必要があると認めたときは、前項の規定に違反した者に対し、水道の汚染防止又は障害除去のための必要な措置を命ずることができる。
（給水の停止）
第 37 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の使用者等に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。
（3） 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合には、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

様式第 1 1 号（第 13 条関係）

水道使用開始届

年 月 日

加須市水道事業

加須市長 様

届出者 住 所
ふりがな
氏 名
電話番号

次のとおり水道の使用を開始したいので、お届けします。

給水装置の設置場所	加須市	
使用者の氏名		
使用開始日	年 月 日	
料金の支払い方法	口座振替 納付書	
使用者の電話番号	()	
送付先	住所	
	氏名	
前住所		
水栓番号		

様式第 1 2 号（第 13 条関係）

水道使用者変更届

年 月 日

加須市水道事業

加須市長 様

届出者 住 所

ふりがな

氏 名

電話番号

次のとおり水道の使用者を変更しますので、お届けします。

お客様番号	— — —	
給水装置の設置場所	加須市	
変更年月日	年 月 日	
使用者の氏名変更	(旧)	
	(新)	
料金の支払い方法	口座振替 納付書	
送付先住所変更		
送付先氏名変更		
その他		

様式第13号(第13条関係)

水道使用廃止届

年 月 日

加須市水道事業
加須市長

様

届出者 住 所
ふりがな
氏 名
電話番号



次のとおり水道の使用を廃止しますので、お届けします。

給 水 装 置 の 設 置 場 所	加須市
お 客 様 番 号	— — —
廃 止 年 月 日	年 月 日
料 金 精 算 分 支 払 方 法	口座振替 納付書

様式第 1 4 号（第 13 条関係）

水道使用休止届

年 月 日

加須市水道事業

加須市長 様

届出者 住 所

ふりがな

氏 名

電話番号

次のとおり水道の使用を休止したいので、お届けします。

給水装置の設置場所	加須市
使用者の氏名	
休止年月日	年 月 日
料金の支払い方法	口座振替 納付書
お客球番号	— — —
転居先住所	
転居先電話番号	()

様式第15号(第13条関係)

消火栓演習使用届

年 月 日

加須市水道事業
加須市長

様

住 所
氏 名



次のとおり消火栓を演習用に使用したいので、お届けします。

使 用 目 的	演 習 補 水 そ の 他 ()
消 火 栓 の 使 用 場 所	加須市
消 火 栓 の 番 号	公設 私設 消火栓番号 第 号
使 用 年 月 日	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
摘 要	

様式第 16 号（第 13 条関係）

給水装置所有者変更届

年 月 日

加須市水道事業

加須市長 様

給水装置所有者 住 所

（新所有者） ふりがな

氏 名

㊞

電話番号

次のとおり給水装置の所有者を変更しますので、お届けします。

給水装置の設置場所		加須市
メーターの口径・番号		口径 ミリ 番号
給水装置の旧所有者	住 所	
	氏 名	㊞
	電話番号	
変更年月日		年 月 日
変更理由		売買のため ・ 相続のため その他（ ）

※ 旧所有者の捺印がない場合は、添付書類として建物（土地）の売買契約書、
登記事項証明書等の写しが必要になります。

様式第17号(第13条関係)

消火栓使用届

年 月 日

加須市水道事業
加須市長 様

住 所
氏 名 印

次のとおり消火栓を消火のために使用したので、お届けします。

使 用 目 的	加須市 方に発生した火災の消火のため
消 火 栓 の 使 用 場 所	加須市
消 火 栓 の 番 号	公認 私設 消火栓番号 第 号
使 用 年 月 日	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
摘 要	

様式第18号(第14条関係)

給水装置(水質)の検査請求書

年 月 日

加須市水道事業
加須市長

様

住 所
氏 名
電話番号



次のとおり給水装置(水質)の検査を請求します。

給 水 装 置 の 設 置 場 所	加須市
給 水 装 置 の 種 類	専用 私設消火栓
お 客 様 番 号	— — —
給水装置(水質)の検査を 請 求 し た 理 由	

様式第19号(第18条関係)

手数料減免申請書

年 月 日

加須市水道事業
加須市長 様

住 所
氏 名
電話番号



次のとおり手数料の減免を受けたいので、申請します。

給 水 装 置 の 設 置 場 所	加須市
給 水 装 置 の 種 類	専用 　　　　　 私設消火栓
お 客 様 番 号	— 　　　　　 — 　　　　　 —
手 数 料 の 減 免 を 受 け よ う と す る 理 由	理由

様式第20号(第20条関係)

(表)	
第	号 身分証明書 所属 職 氏名 年 月 日生 水道法第17条第1項の規定により、給水装置の検査に従事する職員であることを証明する。 加須市水道事業 加須市長 発行 年 月 日(有効期間一年)
(裏)	
水道法(抜粋) (給水装置の検査) 第17条 水道事業者は、日出後日没前に限り、その職員をして、当該水道によって水の供給を受ける者の土地又は建物に立ち入り、給水装置を検査させることができる。ただし、人の看守し、若しくは人の住居に使用する建物又は閉鎖された門内に立ち入るときは、その看守者、居住者又はこれらに代るべき者の同意を得なければならない。 2 前項の規定により、給水装置の検査に従事する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。	

様式第 1 号（第 2 条関係）

（平成 2 5 水管規程 1 ・一部改正）

様式第 2 号（第 4 条関係）

（平成 2 5 水管規程 1 ・平成 2 6 水管規程 2 ・一部改正）

様式第 3 号（第 6 条関係）

（平成 2 5 水管規程 1 ・一部改正）

様式第 4 号（第 6 条関係）

様式第 5 号（第 7 条関係）

（平成 2 5 水管規程 1 ・一部改正）

様式第 6 号（第 8 条関係）

（平成 2 5 水管規程 1 ・平成 3 1 水管規程 1 ・一部改正）

様式第 7 号（第 9 条関係）

（平成 2 5 水管規程 1 ・全改）

様式第 8 号（第 1 0 条関係）

（平成 2 5 水管規程 1 ・一部改正）

様式第 9 号（第 1 1 条関係）

（平成 2 5 水管規程 1 ・一部改正）

様式第 1 0 号（第 1 2 条関係）

（平成 2 5 水管規程 1 ・全改）

様式第 1 1 号（第 1 3 条関係）

（平成 2 5 水管規程 1 ・全改）

様式第 1 2 号（第 1 3 条関係）

（平成 2 5 水管規程 1 ・全改）

様式第 1 3 号（第 1 3 条関係）

（平成 2 5 水管規程 1 ・一部改正）

様式第 1 4 号（第 1 3 条関係）

（平成 2 5 水管規程 1 ・全改）

様式第 1 5 号（第 1 3 条関係）

様式第 16 号（第 13 条関係）

（平成 25 水管規程 1 ・ 全改、平成 26 水管規程 2 ・ 一部改正）

様式第 17 号（第 13 条関係）

様式第 18 号（第 14 条関係）

（平成 25 水管規程 1 ・ 一部改正）

様式第 19 号（第 18 条関係）

（平成 25 水管規程 1 ・ 一部改正）

様式第 20 号（第 20 条関係）

（平成 25 水管規程 1 ・ 一部改正）